

## [事案 2020-257] 契約内容遡及変更請求

・令和3年5月17日 裁定終了

### <事案の概要>

募集人らの不適切な行為を理由に、転換時に遡って新たな保険契約に変更することを求めて申立てのあったもの。

### <申立人の主張>

令和元年11月に利率変動型積立保険を組立型保険（本契約）に転換したが、以下の理由により、本契約を転換時に遡って、自分の意向に沿った新たな保険契約に変更してほしい。

(1)本契約に特約は必要ないと伝えたにもかかわらず、募集人から設計書を示されたり、説明を受けたりすることもないままに、保険会社の応接室に2時間30分程度缶詰状態で、申込書に署名押印を求められた。

### <保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

(1)募集人は、申込日より前に提案を行った上で、申込日には、設計書および注意喚起情報を示して内容説明を行い、申立人は、申込内容が意向に沿っていることを確認したうえで、申込みを行っている。また、募集人は申込みにあたって執拗に加入を迫るようなやり取りはしていない。

### <裁定の概要>

#### 1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を把握するため、申立人と募集人および募集人の上司に対して事情聴取を行った。

#### 2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人らの不適切な行為は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。